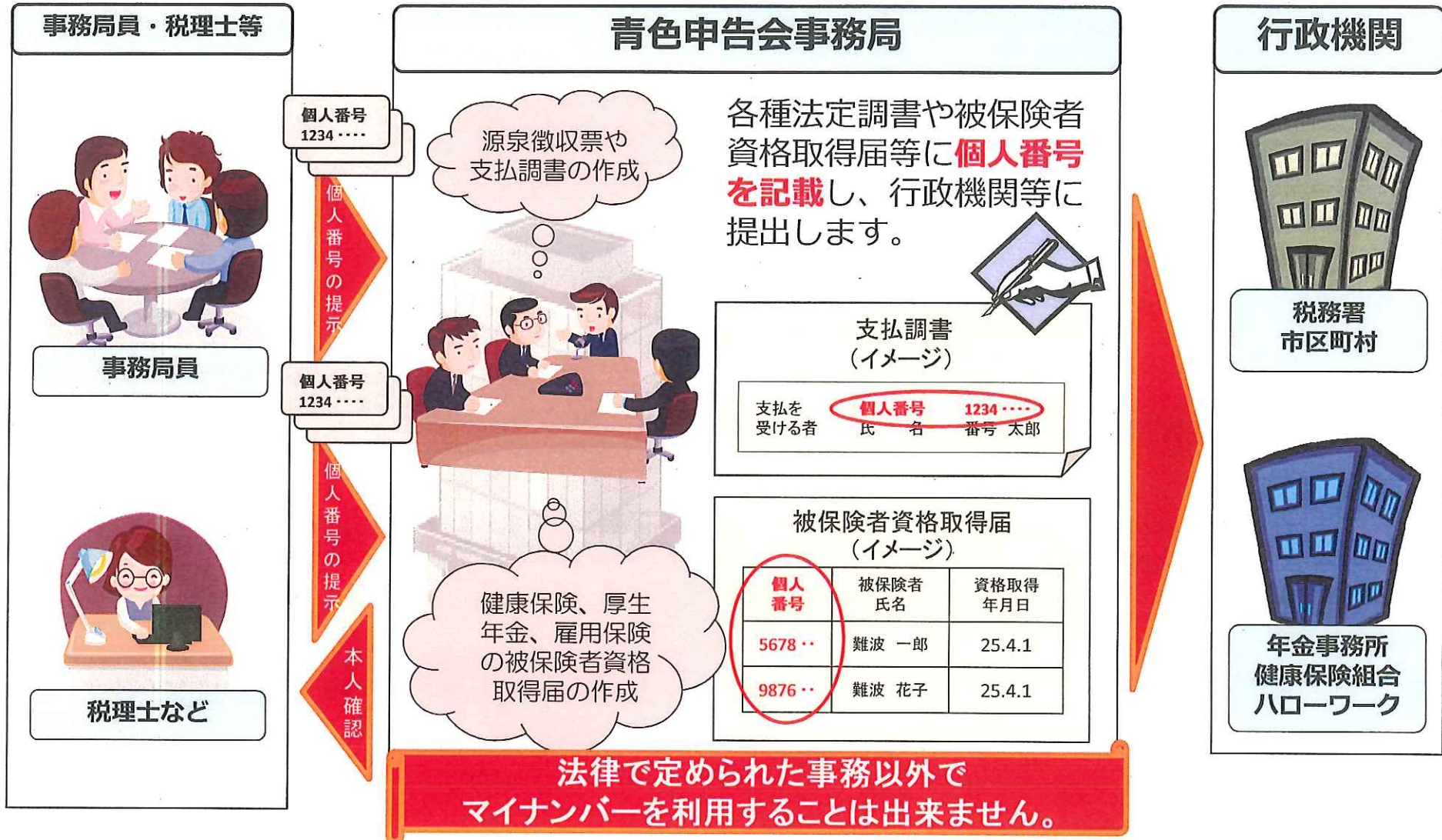


# 個人番号（マイナンバー）制度

平成28年1月からこうなります。

会員さんも、青色申告会も信頼関係を  
さらに充実させながら会活動が出来ますように。

# 1 個人番号関係事務



## 2 個人番号を記載する書類

### 1 税務関係書類への番号記載時期

税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年の途中で出国⇒出国の時まで</li> <li>○ 年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで</li> </ul>
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<p>&lt;個人&gt; 平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで</p> <p>&lt;法人&gt; 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで</li> <li>○ 中間申告書</li> <li>○ 課税期間の特例適用</li> </ul>
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	<p>（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで</p> <p>（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができます。</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内</li> <li>○ 退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内</li> </ul>
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年中から提出</li> </ul>

（※）法定調書提出義務者（個人番号関係事務実施者）は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

## 2 個人番号を記載する書類

### 2 社会保障関係書類への番号記載時期

① 雇用保険分野

雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険被保険者資格喪失届 など

平成28年1月1日提出分から

② 健康保険・厚生年金保険分野

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

健康保険被扶養者（異動）届 など

平成29年1月1日提出分から

（参考）

国民健康保険組合については、平成28年1月1日から各種届出書にマイナンバーを記載することとなります。

### 3 個人番号カードと住基カード

#### 個人番号カードの申請・交付スケジュール

##### 平成27年10月

- マイナンバー付番

##### 平成27年10月～12月

- マイナンバー通知
- 住基カードの更新・新規発行期限等

##### 平成28年1月～

- 個人番号カード交付

#### 住基カードの更新・新規発行期限等

##### 平成27年12月

- カード新規発行終了
- 電子証明書新規発行・更新終了

##### 平成28年1月～

- 個人番号カードと交換

ご注意!

- 個人番号カードの交付スケジュール及び住基カードの更新・新規発行期限については、地方公共団体へ確認してください。
- 個人番号カードの交付については、相当の日数がかかることが予想されますので、住基カードの電子証明書の有効期間を確認の上、更新又は個人番号カードとの交換をご検討ください。